

受付番号
(税関記入欄)登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号

平成 年 月 日	照 会 者 の 住所、氏名・印	輸入者符号
	代 理 人 の 住所、氏名・印	(担当者) (電話番号)
殿		

下記貨物の <input type="checkbox"/> 関税率表適用上の所属区分 <input type="checkbox"/> 関税率 <input type="checkbox"/> 統計品目番号 <input type="checkbox"/> 内国消費税等の適用区分及び税率 <input type="checkbox"/> 他法令について照会します				製造地 製造者
品名、銘柄 及び型番			単価	輸入申 告予定 官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図面・カタログ・説明書・分析成績・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)
				類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)

照会貨物の説明(製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見(□有 無)

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)	要・否	非公開理由			
非公開期間	() 日	(180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求・提出、枚

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他 他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日	照会者の 住所、氏名・印	輸入者符号	
殿	代理人の 住所、氏名・印	(担当者) (電話番号)	

下記貨物の WTO 協定 経済連携協定() 特恵 その他()
税率適用に関する原産地について照会します。

品名 銘柄 型番			製造地 製造者	輸入申告予定官署	
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図面・カタログ・説明書・その他()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無					照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)
					類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

原産地認定に関する意見(□有 無)

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要・否	非公開理由			
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求	提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
2. 照会について		
④この照会は、 イ.輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ.輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ.輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握している他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ	
照会者又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

1. この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
2. この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることになりますので、注意してください。
3. 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格 A 4)

税関様式C 第 1000 号- 6

受理年月日		登録番号	
-------	--	------	--

受理印

事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

平成 年 月 日 税関長殿	照会者の住所、氏名・印（署名） (輸入者符号)
	(電話番号)
	代理人の住所、氏名・印（署名）
	(電話番号)

下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えなかどうか文書による回答を受けたいので照会します。

なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。

また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。

輸入貨物 の品名		輸入申告 予定官署		輸入予定 時期	
照会の趣旨					
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解 とその理由	別紙 1 のとおり				
非公開期間の要否 〔原則公開です。 〔下記注意事項 5 参照〕〕	要 • 否	非公開期間	() 日 (180 日を超えない期間)		
非公開理由					
添付資料	事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 〔 〕				

(注意事項)

- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180 日を超えない期間内での非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

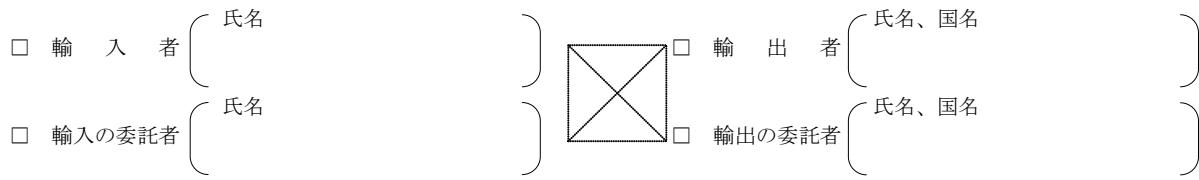
また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格 A 4)

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）



(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

--

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
①現実に支払われた又は支払われるべき価格 〔同条本文に該当するもの〕	
②加 算 要 素 〔同条第1項第1号から5号のもの（①に含まれないものに限る）〕	
③控 除 す べ き 費 用 等 〔同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの〕	
④合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税率法第 条の に基づき次のように計算する。

--

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

--

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付してください。

別紙 2

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	確認欄
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい・いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい・いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい・いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい・いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号-13

平成 年 月 日		照 会 者 の 住所、氏名・印			輸入者符号	
		代 理 人 の 住所、氏名・印			(担当者) (電話番号)	
下記貨物の <input type="checkbox"/> 関税率表適用上の所属区分 <input type="checkbox"/> 内国消費税等の適用区分及び税率		<input type="checkbox"/> 関税率 <input type="checkbox"/> 他法令			<input type="checkbox"/> 統計品目番号 について照会します	製造地 製造者
品名、銘柄 及び型番				単価	輸入申 告予定 官署	
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	写真・図画・カタログ・説明書・分析成績・その他()			
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)		
				類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号及びその年月)		
照会貨物の説明(製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)						
関税率表適用上の所属区分等に関する意見(□有 <input type="checkbox"/> 無)						
続	補足説明書	提出	枚			

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（注意事項参照）	
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい・いいえ
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参考下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。
⑧ ⑦により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい・いいえ
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要・否
非公開理由	非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2 (5) に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—13）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180 日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）

税関様式C第1000号-16

平成 年 月 日 殿	照会者の 住所、氏名・印	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
	代理人の 住所、氏名・印	

下記貨物の WTO協定 経済連携協定 () 特恵 その他 ()
税率適用に関する原産地について照会します。

品名 銘柄 型番		製造地 製造者		輸入申告予定官署
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	写真・図面・カタログ・説明書・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定期間、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績（有・無） (事前教示番号)
				類似貨物に係る輸入実績（有・無） (輸入申告番号及びその年月)

照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）

原産地認定に関する意見（ 有 無）

続	補足説明書	提出 枚
---	-------	------

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい • いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい • いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい • いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 準備説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合に説明又は資料の提出に応じます。	はい • いいえ	
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（注意事項参照）		
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。（回答内容については原則公開となります。）	はい • いいえ	
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により受け取ることを希望します。	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。	
※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm		
⑧ ⑦により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい • いいえ	
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要 • 否	
非公開理由	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7-19-2(5)に規定する場合（本様式（C第1000号-16）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

税関様式C第1000号-19

受理年月日		登録番号	
-------	--	------	--

インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

平成 年 月 日 税関長殿	照会者の住所、氏名・印（署名） (輸入者符号)		
	(電話番号)		
	代理人の住所、氏名・印（署名）		
	(電話番号)		
<p>下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えなかどうか文書による回答を受けたいので照会します。</p> <p>なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。</p> <p>また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には自己の責任において処理することに同意します。</p>			
輸入貨物 の品名		輸入申告 予定官署	輸入予定 時期
照会の趣旨			
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解 とその理由	別紙1のとおり		
添付資料	事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">〔〕</div>		

(注意事項)

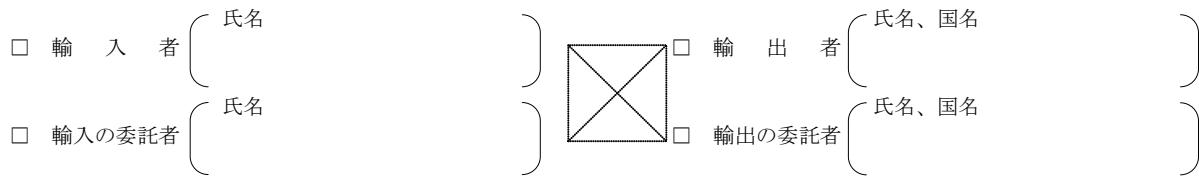
- 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。また、別紙2の確認書にも記入をお願いします。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7-19の3-2の(5)に規定する場合（本様式（C第1000号-19）による照会のうち、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから90日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180日を超えない期間内で非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書別紙2中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不公開情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）



(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
①現実に支払われた又は支払われるべき価格 〔同条本文に該当するもの〕	
②加 算 要 素 〔同条第1項第1号から5号のもの（①に含まれないものに限る）〕	
③控除すべき費用等 〔同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの〕	
④合計又は計算方法	

(2) 関税率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税率法第 条の に基づき次のように計算する。

(2) 関税率法第4条以外適用の場合 この貨物の輸入申告価格は、関税率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付してください。

別紙 2

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	確認欄
1. 照会に係る取引について	
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい • いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい • いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい • いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい • いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい • いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい • いいえ
2. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて	
(7) 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります）。	はい • いいえ
(8) 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。	イ. ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。
※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	
(9) (8)により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい • いいえ
(10) 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	
非公開理由	非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)

（注）この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなつた場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

受付番号
(税関記入欄)登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(減免税照会用)

税関様式C第1000-22号

平成 年 月 日		照 会 者 の 住所、氏名・印			輸入者符号	
殿		代 理 人 の 住所、氏名・印			(担当者) (電話番号)	
照会内容	下記貨物の <input type="checkbox"/> 関税率定率法 <input type="checkbox"/> 関税暫定措置法 <input type="checkbox"/> その他() 第 条 第 項 第 号 の適用について照会します。					
品名			数量			金額
輸入申告 予定官署			輸入契約の 時期			輸入の予定 時期
参考資料 (返却 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()			照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)		
				類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)		

照会貨物の説明(貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等)

非公開期間の要否 原則公開です。 裏面注意事項3参照		要・否	非公開理由			
非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求・提出	枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい • いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい • いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい • いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい • いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他 他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい • いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
 - この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物等に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意して下さい。
 - 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(減免税回答用)は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

口頭照会に対する回答記録票（減免税用）

続き 有 無

整理番号		担当部門	
照会日時 平成 年 月 日 時 分		回答日時 平成 年 月 日 時 分	回答者
照会者	法人 会社名	【輸入者符号】	
	担当者	TEL ()	FAX ()
	個人 氏名	TEL ()	FAX ()
種別	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他（郵送・FAX等）		
業種	<input type="checkbox"/> 貿易関係業者 <input type="checkbox"/> 通関業者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

照会内容 第 条 第 項 第 号	<input type="checkbox"/> 関税定率法 <input type="checkbox"/> 関税暫定措置法 <input type="checkbox"/> その他（ ）
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

照会の概要 《照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）》

参考資料の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他（ ））	
輸入予定期間	輸入申告予定官署
類似貨物に係る輸入実績（有・無） (輸入申告番号)	減免税の適用に係る照会実績（有・無） (輸入申告番号)

回答内容

関係法令等	文書による照会を懇意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
協議先	<input type="checkbox"/> 統括審査官（減免税総括部門） <input type="checkbox"/> 統括審査官（通関総括部門担当） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> なし

チェック 項目	<input type="checkbox"/> 明確に回答できない理由を説明した。 <input type="checkbox"/> 貨物の内容が異なる場合には、回答した減免税の適用の可否が変わる旨を説明した。 <input type="checkbox"/> 文書回答と口頭回答の取扱いの違い（文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと）を説明した。 <input type="checkbox"/> 照会者が代理人（通関業者等）である場合に、輸入者にこれらの点を確實に伝達するよう説明した。 <input type="checkbox"/> 回答者の職名及び氏名を告げた。	<input type="checkbox"/> 統括官等確認
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

(規格 A 4)

受付番号 (税関記入欄)	登録番号 (税関記入欄)
-----------------	-----------------

インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用） 税関様式C第1000-25号

平成 年 月 日 殿	照 会 者 の 住所、氏名・印			輸入者符号	
	代 理 人 の 住所、氏名・印			(担当者) (電話番号)	
照会内容	下記貨物の 第 条 <input type="checkbox"/> 関税定率法 <input type="checkbox"/> 関税暫定措置法 <input type="checkbox"/> その他 () 第 項 第 号 の適用について照会します。				
品名		数量		金額	
輸入申告 予定官署		輸入契約の 時期		輸入の予定 時期	
参考資料 (返却 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()			照会貨物に係る事前教示実績（有・無） (事前教示番号))	
				類似貨物に係る輸入実績（有・無） (輸入申告番号))	

照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）

続	補足説明書	提出	枚
---	-------	----	---

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（注意事項参照）	
⑦ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい・いいえ
⑧ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参考下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の官署名を記入してください。
⑨ ⑧により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい・いいえ
⑩ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要・否
非公開理由	（　）日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなつた場合又は架空の貨物又は事実に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る照会としてください。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19 の 5—2 (5) に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—25）による照会のうち、減免税の適用の可否について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180 日を超えない期間に限ります。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

※申告番号

關 稅 修 正 申 告 書

(内国消費税等修正申告書兼用)

税 関 長 殿

平成 年 月 日

申 告 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸入者符号
〔 代理 人 〕

印

印]

関税法第 7 条の 14 第 1 項

国税通則法第 19 条第 項

地方消費税法 72 条の 101

の規定により下記のとおり修正申告します。

なお、この申告書により増加する税額の合計額は、関税

税 円

税 円

となります。

税 円

記

輸入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名	受入科目	区分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税額	修正申告により増加する税額
(1)	関税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
(2)	関税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※
	税	修 正 申告前				円	円
		修 正 申告後				円	※

その他の訂正事項		参考事項	
----------	--	------	--

※ 税 関 記 入 欄	
-------------	--

- (注) 1. この申告書は 1 通提出して下さい。
 2. この申告書により増加する税額に係る受入科目別合計額単位の納付書を添付して、納税申告した税関に提出して下さい。
 3. この申告書には、納税申告書を添付し、又はその納税申告の際に提出すべきものとされている書類（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等）に記載した事項のうち修正すべき事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付して下さい。
 4. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する修正申告事項を記載して下さい。
 5. ※印欄は、記入しないで下さい。

通 関 士 記 名 ・ 押 印

※受 理

※審 査

※收 納

U
関税修正申告書つづき(その)

(内国消費税等修正申告書兼用)

輸入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名		受入科目	区分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税額	修正申告により増加する税額
()	関税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	関税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
()	関税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
()	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
()	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
	税	修正申告前					円	円
		修正申告後					円	※
※税関記入欄								

※ 請求番号

関 稅 更 正 請 求 書

(内国消費税等更正請求書兼用)

平成 年 月 日

殿

請 求 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸入者符号

印

代理 人

印

関税法第 7 条の 15 第 1 項
国税通則法第 23 条第 1 項
地方税法第 72 条の 100 第 1 項

の規定により下記のとおり請求します。

記

輸入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名		受人科目	区分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税額	更正請求により減少する税額		
(1)		関税	更正請求前				円	円		
			更正後				円	※		
		税	更正請求前				円	円		
			更正後				円	※		
		税	更正請求前				円	円		
			更正後				円	※		
		税	更正請求前				円	円		
			更正後				円	※		
		(2)		関税	更正請求前				円	円
					更正後				円	※
税	更正請求前						円	円		
	更正後						円	※		
税	更正請求前						円	円		
	更正後						円	※		
税	更正請求前						円	円		
	更正後						円	※		
その他の訂正事項				参考事項						
更正請求をする理由										
還付又は充当等の別	<input type="checkbox"/> 還付 <input type="checkbox"/> 充當又は委託納付		還付を受けようとする場合の受領の方法	<input type="checkbox"/> 小切手受領 <input type="checkbox"/> 金融機関を通じて受領		銀行(郵便局) 預金 口座番号		支店 名義		
	<input type="checkbox"/> の中に×を付して還付又は充当の別を示して下さい。		<input type="checkbox"/> の中に×を示して受領の方法を示して下さい。	<input type="checkbox"/> 預金口座振込 <input type="checkbox"/> 国庫金送金		銀行(郵便局) 支店				
※ 税関記入欄										
(注) 1. この請求書は、1通提出して下さい。 2. この請求書は、輸入(納税)申告をした税關に提出するものとし、更正の請求をする理由の基礎となる事實を証明する書類及び輸入(納税)申告の際に提出すべきものとされている書類(インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等)に記載した事項のうちに更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書面その他参考となる資料を提出して下さい。 3. 更正後の税額に対して更正の請求をする場合には、更正の請求をする基礎となる更正通知書の更正番号及び更正年月日を「参考事項」欄に記載するとともに当該更正通知書を添付して下さい。 4. 「更正の請求をする理由」の欄には、更正の請求をするに至った事情及びその理由を具体的に記載して下さい。 5. 輸入許可前引取の承認がされた貨物に対して更正の請求をする場合には、「参考事項」欄に輸入許可前引取承認の年月日を記載して下さい。 6. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する更正請求事項を記載して下さい。 7. ※印欄は、記入しないで下さい。										
通関士記名・押印										
<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 収納										



関税更正請求書つづき(その)

(内国消費税等更正請求書兼用)

輸入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名		受入科目	区分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税額	更正請求により減少する税額
()	関税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	()	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
()	関税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
※税関記入欄								

税関様式C第1109号

担保変更承認申請書

平成 年 月 日 殿	申請者	(住所) (〒) TEL (氏名又は名称及び代表者名)	印
		(住所) (〒) TEL (氏名又は名称及び代表者名)	印

下記のとおり担保を変更(追加)することについて、関税法施行令第8条の3第3項、国税通則法第51条第2項及び地方税法72条の100第1項の承認を受けたいので申請します。

記

提供中の担保	担保預り証番号	第 号	提供官署		
	担保の種類及び表示	[個別、据置(官署別・一括)]			
	担保金額	円			
	担保の期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
	担保の目的	関税等の			のための担保
提供する担保	担保の種類及び表示	[個別、据置(官署別・一括)]			
	担保金額	円			
	担保の期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
変更(追加)予定年月日	平成 年 月 日				
変更(追加)の理由					
参考事項					

※ 第 号 (担保登録票番号第 号)

平成 年 月 日

関税法施行令第8条の3第3項、国税通則法第51条第2項及び地方税法第72条の100第1項の規定により申請のとおり承認します。

印

- (注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
 2. 一括担保を提供している場合の宛先は、全ての対象税関官署の長名を連名で記載して下さい。
 3. 「変更の理由」欄は、具体的に記載して下さい。
 4. ※欄は、記入しないで下さい。
 5. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

税関様式C 第1110号

担保解除申請書

平成 年 月 日

殿

申請者

住所

TEL

氏名（又は名称）及び代表者の氏名

印

代理人

住所

TEL

氏名（又は名称）及び代表者の氏名

印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に關稅等の _____ ために提供した下記の担保について、担保の提供原因が消滅したので、担保解除を申請します。

記

担保受理年月日	
担保預り証番号	
担保の種類及び表示	
担保保金額	円

※

担保解除通知書

上記の担保を解除したので通知します。

第 号
平成 年 月 日

印

- (注) 1. この申請書は2部提出して下さい。
 2. 一括担保を提供している場合の宛先は、すべての対象税關官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 3. 申請の際には、先に交付した担保預り証（担保登録票を含む）を添付して下さい。
 4. ※欄は記入しないで下さい。

税関様式C第3120号

申請番号

保税蔵置場許可申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名（名称及び代表権者の氏名）

印

（署 名）

関税法第42条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税蔵置場の許可を申請します。

記

藏置場の名称	
所 在 地	
営業用、自家用 の 別	
藏置場の構造 棟数及び面積	
藏置する貨物の 種 類	
許可を受けようと する期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この申請書は1通（税関支署を経由する場合は2通）提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3140号

申請番号

保税 藏置場 許可期間の更新申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名（名称及び代表権者の氏名）

印

(署 名)

関税法施行令第36条（第50条の2）の規定により、下記保税藏置場（保税工場）の許可期間の更新を申請します。

記

保 税 藏 置 場 (保 税 工 場) の 名 称					
所 在 地					
保税藏置場（保税工場） の許可を受けた期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
更新を受けようとする期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
更新を受けようとする事由					

- （注）1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この申請書は1通（税関支署を経由する場合は2通）提出して下さい。
3. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3180号

届出番号

保税蔵置場
保税工場 休(廃)業届
総合保税地域

平成 年 月 日

税関長殿

届出者

住所

法人番号

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(印)

(署名)

下記のとおり休(廃)業することとしたので届け出ます。

記

保税蔵置場 保税工場 の 名 称 総合保税地域	
所 在 地	
休 業 の 期 間 〔業務休止の日又は 廃業の場合はその年月日〕	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (平成 年 月 日)
外国貨物があるときは当該 貨物を出し終わる日時	
休(廃)業の理由	

(注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届出ることができます。

2. この届出書は1通提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3195号

申請番号

保 稅 藏 置 場
 保 稅 工 場 許可の承継の承認申請書
 保 稅 展 示 場
 総 合 保 稅 地 域

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名又は名称

(印)

(署 名)

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名又は名称

(印)

(署 名)

関税法施行令第39条の2第1項又は第2項（第50条の2、第51条の8、第51条の15）の規定により、下記のとおり申請します。

記

保 稲 藏 置 場（保 稲 工 場・保 稲 展 示 場・総 合 保 稲 地 域）の名 称	
保 稲 藏 置 場（保 稲 工 場・保 稲 展 示 場・総 合 保 稲 地 域）の所在 地	
承継後の保 稲 藏 置 場（保 稲 工 場・保 稲 展 示 場・総 合 保 稲 地 域）の名 称	
(被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者)の氏名又は名称	
(被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者)の住 所	
(合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・業務を譲り受ける者)の氏名又は名称	
(合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・業務を譲り受ける者)の住 所	
許 可 の 承 継 の 理 由	
(相続があった・合併・分割・業務の譲渡しが予定されている)年月日	

(注) 1. 申請書欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
 (法人においては、法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

2. この申請書は1通（税関支署を経由する場合は2通）提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3200号

申請番号

保税工場許可申請書

平成 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

法人番号

氏名(名称及び代表権者の氏名)

印

(署名)

関税法第56条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税工場の許可を申請します。

記

工場の名称			
所在地			
工場の構造 棟数及び面積			
保税作業の種類 及び内容			
保税工場で使用する 外国貨物の種類			
許可期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
利用の見込み			

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
2. この申請書は1通(税関支署を経由する場合は2通)提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C 第 3320 号

申請番号

保税展示場許可申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿
 申 請 者
 住 所
 法 人 番 号
 氏名 (名称及び代表権者の氏名)

印

(署 名)

関税法第 62 条の 2 第 1 項に規定する保税展示場の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

保税展示場の許可を受けようとする博覧会等の名称			
所 在 地			
保税展示場の構造、棟数及び面積			
保税展示場において蔵置、展示、使用その他の行為をするため入れようとする貨物の種類			
許可を受けようとする期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A 4)

税関様式C第3500号

申請番号

総合保税地域許可申請書

平成 年 月 日
税 関 長 殿

申 請 者
 名 称
 法 人 番 号
 代表者の氏名
 (署 名) 印

関税法第62条の8の規定により、関係書類を添えて下記のとおり総合保税地域の許可を申請します。

記

総合保税地域の名称					
所 在 地					
土 地 の 面 積					
許可を受けようとする期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
参考となる事項					

- (注) 1. 申請者欄には、名称、法人番号及び代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択することができます。
 2. この申請書 ((つづき1) から (つづき3) までを含む) は1通(税関支署を経由する場合は2通)提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C第3500号-2

総合保税地域許可申請書（つづき 1）

(1) 総合保税地域を所有又は管理する法人に関する事項（その 1）

法 人 の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
本店又は主たる事務所の 所 在 地	
事 業 の 内 容	
株主又は出資者若しくは 拠 出 者 の 構 成	
貿易に関連する施設の 棟 数 及 び 配 置	(注) 配置については図面を添付のこと

(規格A4)

税関様式C第3500号-3

総合保税地域許可申請書（つづき 2）

(1) 総合保税地域を所有又は管理する法人に関する事項（その 2）

貿易に関連する各施設の構造及び延べ面積	(注) 貨物施設とそれ以外の施設と区分して記入のこと
総合保税地域と他の場所とを区別するための設備の状況その他取締りに関し必要な事項	

(規格A4)

税関様式C第3500号-4

総合保税地域許可申請書（つづき3）

(2) 総合保税地域において貨物を管理する者に関する事項

氏名又は名称 〔法人の場合は代表者の氏名を含む〕	
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	
総合保税地域において行おうとする関税法第62条の8第1項各号に掲げる行為の種類及び内容	
上記行為を行おうとする施設（貨物施設）の名称及び位置	
上記行為を行おうとする貨物の種類	うち輸入しようとするものの割合

(注) この申請書は貨物を管理する者ごとに別葉に作成のうえ提出して下さい。

(規格A4)

輸出申告書

あて先	長殿	申告年月日		
輸出者住所氏名印	積込港			
代理人住所氏名印	積載船(機)名	出港予定期月日		
仕向人住所氏名	仕向地	(都市) (国)		
蔵置場所				
<table border="1"> <tr> <td>本船扱</td> <td>ふ中扱</td> </tr> </table>			本船扱	ふ中扱
本船扱	ふ中扱			

申告番号
積込港符号
船(機)籍符号
貿易形態別符号
仕向国(地)符号
輸出者符号
※ (調査用符号)

品名	統計品目番号	単位	数量	申告価格(F.O.B)	※(調査欄)
(1)					
(2)					
(3)					

個数、記号、番号	「外國為替及び外國貿易法」及び 「輸出貿易管理令」関係 (該当) <input type="checkbox"/> (非該當) <input type="checkbox"/> 外國為替及び外國貿 法 第48条第1項 に基づく輸出貿易管 令第1条第1項別表第1の 項	申告書枚数欄	※許可印・許可年月日
	輸出貿易管理令 第2条第1項第 別表第2の 号項	添付書類(輸出貿易管理令関係 を除く) 仕入書 <input type="checkbox"/> (有) 輸出取引承認書 <input type="checkbox"/>	
	輸出貿易管理令第4条 第1項第1号の 別表第1の 項(号)	その他関税法第70条関係 許可・承認書等 (法令名)	
	輸出貿易管理令 第1条第1項 別表第1の 項 <input type="checkbox"/> (許可要) <input type="checkbox"/> (許可不要)	関税定率法、関税暫定措置法 第1条第1項第1号関係	
認定製造者(特定製造貨物輸出申告)	保税運送 区分 陸路、 年 月 空路 日から	※承認 <input type="checkbox"/>	内国消費税 輸出免税(還付金)関係
運送者(特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告)	期間 年 月 日まで		
※税關記入欄	※受理	※審査	※積込年月日
1検査場検査			
2現場検査			
通關士記名押印			

(注) ※印の欄は記入しないで下さい。

「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に税關長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

輸出申告書(つづき)

(規格 A 4)

税關様式C第 5015 号-2

【税關】

申告年月日	
-------	--

代理人 (氏名) (住所)	印
藏置場所	

本船扱		ふ中扱	
-----	--	-----	--

申告番号	
積込港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
仕向国(地)符号	
輸出者符号	
※(調査用符号)	

品名	統計品目番号	単位	数量		申告価格(F.O.B)		※ (調査欄)
(1)					千	円	
(2)					千	円	
(3)					千	円	

個数	「外国為替及び外國貿易法」及び 「輸出貿易管理令」関係 (該当) <input type="checkbox"/> (非該當) <input type="checkbox"/> 外國為替及び外國貿易 法第48条第1項 に基づく輸出貿易管理令第1条 第1項別表1の 項				申告書枚欄			※許可印・許可年月日
					添付書類(輸出貿易管理令関係を除く)			
					仕入書	<input type="checkbox"/>		
					輸出取引承認書	<input type="checkbox"/>		
					その他関税法第70条関係 許可・承認書等 (法令名)	<input type="checkbox"/>		
					関税定率法、関税暫定措置法 第1条第1項第1号関係	<input type="checkbox"/>		
認定製造者(特定製造貨物輸出申告)	輸出貿易管理令第4条 第1項第1号の 別表別表2の 項				内国消費税			
					輸出免税(還付金)関係			
運送者(特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告)	保税運送 区分 陸路、海路、空路 年月日から 期間 年月日まで				※積込年月日			
※税關記入欄				※受理	※審査		通關士記名押印	
1検査場検査								
2現場検査								

(注) ※印の欄は記入しないで下さい。

「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して2月以内に税關長に対し異議申立てをすることができます。

(規格 A4)

税関様式C第 5050 号

輸入（納税）申告書
(マニフェスト通関用)

申告番号
～
計 件

申告年月日

あて先 長殿

船(取)卸港

輸入者 別紙のとおり
住所氏名印
電話番号

積載船(機)名

代理人
住所氏名印
電話番号

入港年月日

仕出人
住所氏名 別紙のとおり

原産地

品名 別紙のとおり

積出地

数量 別紙のとおり

船荷証券番号

申告価格 別紙のとおり

蔵置場所

関税額 0円 (関税定率法第14条第18号の規定に基づき免税)

※許可印・許可年月日

消費税額 0円 (輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき免税)

※受理	※審査	※収納	通關士記名押印

- (注) 1. ※印の欄は記入しないでください。
 2. 「申告番号」欄には、House Air Waybill 番号ごとに付した申告番号を「〇〇～〇〇」と記載し、その合計件数を「計〇〇件」と併記する。
 3. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入許可後、税關長の調査により、この申告による税額等を更正することができます。
 4. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税關長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求することができます。

税関様式C第 5250 号

本船扱い
ふ中扱い 承認申請書
搬入前申告扱い

平成 年 月 日

税関長殿

申請者(輸出者又は輸入者)

住所

輸出入者符号

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(印)

(署名)

代理人

住所

氏名(名称又は代表権者の氏名)

(印)

(署名)

下記の貨物について関税法第 67 条の 2 第 2 項及び第 3 項ただし書の規定により承認を受けたいので申請します。

記

区分	輸出・輸入／本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い		
記号及び番号	品名	個数	数量
積載船(機)名 又ははしけ名		入港年月日	平成 年 月 日
係留場所		船荷証券番号	
積付けの状況			
承認を受けよう とする理由			
備考			

- (注) 1. この申請書は 2 通提出し、区分欄の記載は該当事項以外の文字を抹消して下さい。
 2. 申請者欄及び代理人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人については、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
 3. 搬入前申告扱いは、輸入申告のみが対象の手続です。

申請番号

税関様式C第5400号

輸入許可前貨物引取承認申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者(輸入者)

住所

氏名(名称又は代表権者の氏名)

(署名)

電話番号

輸入者符号

代理人

住所

印 氏名(名称又は代表権者の氏名)

(署名)

電話番号

印

関税法第73条第1項の規定により、下記のとおり輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けたいので申請します。

記

記号・番号・個数	品 名	数量	価 格	税 表 番 号 種 類 等	税 率	税 額
			(関) 円			円
			(内) (税)			
			(内) (税)			
			(関) 円			円
			(内) (税)			
			(内) (税)			
輸入申告番号		本船名 (入港年月日)		*輸入許可前貨物 引取承認年月日	備考	
輸入申告年月日		B / L番号 (O L T番号)				
申請の 事由		蔵置場所				
		*輸入許可までの 所要見込日数				
		*提供された担保 の種類及び番号				

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。この場合、当該貨物に係る輸入(納税)申告書を1通添付して下さい。
 2. 「価額」欄から「税額」欄までに記入すべき事項のうち、確定していないものの記載に当たり疑義があるときは、税関に照会して下さい。
 3. *印欄は、記入しないで下さい。
 4. 申請者、代理人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の署名のいずれかを選択)。

*輸入許可
年月日

(規格A 4)

税関様式 C 第 5570 号

当事者分析成績採用申請書（新規・更新・変更）

平成 年 月 日

税關 業務部長 殿 申請者 住所
 (経由) 氏名 (名称及び代表権者の氏名) 印
 (署名)

下記により行った分析の成績を通関審査等に採用されるよう申請します。

(1) 輸出入申告書等の提出を 予定している税關官署名 :	(2) この分析成績により審査 を受けることを希望する申 請書等の種類 :	(6) 分析施設 : 所 在 地 : 電話番号 : 名 称 :
(3) 貨物名 :	(4) 分析項目 :	(7) 分析責任者 : 職 名 : 氏 名 : <u>印</u>
(5) 分析方法 :		(8) 税關に提出する分析成績書の様式 :
		(9) その他 :

(10) 税關記入欄

承認書

承認番号

上記の申請を承認します。ただし、上記貨物について税關が分析を行った場合には、税關の
分析の成績を採用することがあります。

平成 年 月 日

[承認期間]

自：平成 年 月 日

至：平成 年 月 日

税關 業務部長 印

- 注 1 この申請書は、枠内の各項目に所要の事項を記入し、分析成績書の様式その他の参考資料を添えて、関税法基本通達 67-3-20(2)のイに規定する部数を、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税關官署に提出してください。
- 2 申請者欄には、住所及び氏名を記載し、押印又は署名（法人である場合には、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載し、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名、法人の支社、支店、工場等である場合には、その所在地並びに名称及び責任者の氏名を記載し、その職印を押印又は署名）してください。
- 3 上記の承認事項に関し、更新、変更等の事由が生じたときは、遅滞なく所定の手続をとってください。
- 4 不明の点及び詳細等については、あらかじめ税關に相談してください。

(規格 A 4)

税関様式C第5640号

輸出（積戻し）差止申立書

整理 No

-

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

税関様式C第5640号のつづき

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
 争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

税関様式C第5640号のつづき

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない）)
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
5. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

(規格A4)

輸出（積戻し）差止申立書
(保護対象商品等表示等関係)

税関様式C第 5642 号

整理 No
—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）印
(署名)法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

税関様式C 第 5642 号のつづき

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 受理日から平成 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 受理日から 4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

税関様式C 第 5642 号のつづき

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付して下さい）。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
5. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

(規格 A 4)

輸出（積戻し）差止申立書
(保護対象営業秘密関係)

税関様式C第 5643 号

整理 No

—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話（FAX）番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

（函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区） 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 【開示】	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

税関様式C 第 5643 号のつづき

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 受理日から平成 年 月 日まで
 受理日から 4 年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項 【不開示】

仕向人
仕向国
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】
 争いがある場合は、その争いの内容

(3) 他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

税関様式C 第 5643 号のつづき

8. 添付資料等

<input checked="" type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input checked="" type="checkbox"/> 否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input checked="" type="checkbox"/> 否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
5. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

(規格 A 4)

税関様式C 第 5644 号

整理 No
追一
平成 年 月 日

輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、
輸出（積戻し）差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権		
※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
権利の追加	権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	権利の範囲【公表】		
品名の追加	品名【公表】		
	輸出統計品目番号【公表】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
その他参考となるべき事項 注)記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

税関様式C第 5644 号のつづき

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除して下さい。
2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
3. この申請書ができる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
(1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
(2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
(3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。
8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A 4)

税関様式C 第 5645 号

整理 No

追一

平成 年 月 日

輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、
輸出（積戻し）差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No			
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	平成 年 月 日				
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】					
※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】					
※ 経済産業大臣認定書の内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】				
※ 侵害物品と認める理由【開示】					
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。					

（注）1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。

(1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

税関様式C第 5656 号

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
 受理通知 第 号
 (申立て・更新受理通知書番号)

殿

○○税関長 印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. — ）について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No.」により管理されます。

記

1. 輸出差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸出差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記(2)の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸出差止申立ての取下げを行ってください。

(規格 A4)

税関様式C第5660号

輸出(積戻し)差止申立更新申請書

整理 No
更一

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出差止(積戻し)申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権		
※ 登録番号及び登録年月日(権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否:□可、□否】			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否:□可、□否】			

税関様式C第5660号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
5. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格A4)

輸出（積戻し）差止申立更新申請書
 (保護対象商品等表示等関係)

整理 No
更一

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

法人番号又は国籍

（連絡先）

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

平成 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長			
※ 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から 4 年間			
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する技術的制限手段		
	※ 経済産業大臣申立て意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	※ 商品等表示等の内容【公表】			
	輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

税関様式C第5662号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。）。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
3. 「輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格A4)

税関様式C第 5663 号

輸出（積戻し）差止申立更新申請書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
更一

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

平成 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長	
※ 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間	
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】		

税関様式C第5663号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することができます。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格A 4)

税関様式C 第 5840 号

輸入差止申立書

整理 No

-

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

税関様式C第5840号のつづき

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. ライセンス料の基礎となる資料（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合）【不開示】

※

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 受理日から平成 年 月 日まで
 受理日から4年間

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライセンサー、製造工場のリスト等) 【不開示】	

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9. 添付資料等

※ <input checked="" type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない）)
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
5. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

輸入差止申立書
(保護対象商品等表示等関係)

税関様式C第5842号

整理 No

-

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

税関様式C第5842号のつづき

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 受理日から平成 年 月 日まで
 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 (使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等) 【不開示】	

税関様式C第5842号のつづき

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。

4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

5. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

(規格A4)

輸入差止申立書
(保護対象営業秘密関係)

税関様式C第5843号

整理 No
—

税関長 殿

平成 年 月 日

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

税関様式C第 5843 号のつづき

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 受理日から平成 年 月 日まで
 受理日から 4 年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項 【不開示】

輸出者
仕出国
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 有、 無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

税関様式C第5843号のつづき

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することができます。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
4. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
5. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

(規格A4)

税関様式C第5844号

輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

整理 No
追一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	平成 年 月 日			
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権			
※ 登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)			
権利の追加	権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	品名【公表】			
	輸入統計品目番号【公表】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考となるべき事項 注)記載する項目毎に開示の可否を記載する。				

税関様式C第5844号のつづき

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除して下さい。
2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
3. この申請書ができる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。
8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格A4)

輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理 No
追一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立て年月日【公表】	※ 当初申立書整理No
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	平成 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

- 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
- 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

- 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

税関様式C第 5856 号

輸入差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

○○税関長 印

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新
(整理 No. —)について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項の規定により通知します。

なお、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No.」により管理されます。

記

1. 輸入差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸入差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記(2)の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸入差止申立ての取下げを行ってください。

(規格 A4)

税関様式C第5860号

輸入差止申立更新申請書

整理 No	
更一	—
平成 年 月 日	

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所
 氏名（名称及び代表者の氏名） 印
 （署名）
 法人番号又は国籍
 （連絡先）
 担当者
 電話番号
 電子メールのアドレス【不開示】

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権		
※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否：□可、□否】			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否：□可、□否】			

税関様式C第5860号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格A4)

輸入差止申立更新申請書
(還流防止措置関係)

整理 No
更還一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス 【不開示】

下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日 【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長 【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間 【公表】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から 4 年間		
※ 権利の種類 【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 権利の範囲 【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
※ 委任関係の変更 【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

(注) 1. 複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。
ただし、申立て有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。

2. 記載欄が不足する場合には、記載欄を追加することができます。
3. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
4. 本申立て更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立て人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。

税関様式C第5861号のつづき

5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
7. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格A4)

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			

税関様式C第5862号

輸入差止申立更新申請書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
更一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No.		
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長			
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了の日の翌日から 4 年間			
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段		
	※ 経済産業大臣申立て時意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	※ 商品等表示等の内容【公表】			
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
その他参考になるべき事項 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】				

税関様式C第5862号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。）。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することができます。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格A4)

税関様式C第 5863 号

輸入差止申立更新申請書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No	
更一	—
平成 年 月 日	

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス 【不開示】

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の有効期間満了日の翌日から 4 年間		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】	
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否: □可、□否】			

税関様式C第 5863 号のつづき

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することができます。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

税関様式C 第 5866 号

輸入差止情報提供書

整理 No

—

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）
(署名)

印

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

登録番号及び 登録年月日【公表】	第 号 年 月 日
※ 権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
※ 専用利用権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常利用権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名 【公表】

※ 品 目	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止情報提供希望期間 【公表】

※ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受付日からから平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受付日から 4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 回路配置原簿の謄本 【開示】
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することができます。
- (3) 【開示の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。
4. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
5. 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出して下さい。

(規格 A 4)

輸入差止情報提供継続申請書

整理 No.
継一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所
 氏名（名称及び代表者の氏名）印
 （署名）
 法人番号又は国籍
 (連絡先)
 担当者
 電話番号
 電子メールのアドレス【不開示】

平成 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

記

※ 当初情報提供年月日【開示】	平成 年 月 日	※ 当初情報提供書整理 No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の輸入差止情報提供希望期間満了日の翌日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の輸入差止情報提供希望期間満了日の翌日から 4 年間		
権利の内容等	登録番号及び登録年月日【公表】	第 号 年 月 日	
	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	権利の範囲【公表】		
	輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】		
その他参考になるべき事項【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。

2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■として下さい。

4. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
5. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

税関様式C第7500号
Customs Form C No.7500

税関事務管理人届出書
(消費税等納税管理人届出書兼用)

Report on the Attorney for the Customs Procedures
(Use as Report on the Attorney for Payment of Consumption Tax)

平成 年 月 日
Date:

税関長殿

To Director of Customs: _____

届出者

Reporter:

住所又は居所

Address or Location: _____

電話番号

Telephone Number: _____

氏名又は名称

(印)

Name or Trade Name: _____

(seal)

代表者氏名(法人の場合)

Representative(If corporation): _____

(署名)

(Signature): _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の
関税法第95条第2項
国税通則法第117条第2項
の規定により、届出します。))を定めたので、

I hearby report on the attorney for the Customs procedures (as the attorney for payment of Consumption Tax
(This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax and others of a cargo, received from Hozei
area.) under the provisions of par,2 of Article 95 of the Customs Law and par,2 of Article 117 of the General Law
of National Tax.

税関事務 管理人 The Attorney for the Customs Procedures	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 Address or Location, (If corporation) Head or Main Office	(フリガナ) (〒 — —) (電話番号 Telephone Number: — — —)
	氏名又は名称及び代表者氏名 Name or Trade Name and Name of Representative (署名 Signature)	(フリガナ) (印) (seal)
	届出者との続柄(関係) Relation to the Reporter	
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
税関事務管理人を定めた理由 Reason for assigning the Attorney for the Customs Procedures		
参考事項 Reference		

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Serial No. of Receipt	※受理年月日 Date of Receipt
=====		

- (注) 1. 届出者欄及び税関事務管理人欄には、住所又は居所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択。)。
2. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
3. この届出書は2通提出してください。
4. ※欄は、記載しないでください。

- Note: 1. Seal or signature is acceptable with filling in name and address or location in the column of Reporter or the Attorney for the Customs Procedures.
2. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
3. This Report shall be submitted in duplicate.
4. The Reporter shall leave out the column marked ※.

(規格A4)

税関様式C第7510号
Customs Form C No.7510

税関事務管理人解任届出書
(消費税等納稅管理人解任届出書兼用)

Report on release the Attorney for the Customs Procedures
(Use as Report on release the Attorney for Payment of Consumption Tax)

平成 年 月 日
Date: _____

税関長殿

To Director of Customs: _____

届出者

Reporter:

住所又は居所

Address or Location: _____

電話番号

Telephone Number: _____

氏名又は名称

Name or Trade Name: _____ (印) (seal)

代表者氏名(法人の場合)

Representative(If corporation): _____

(署名)

(Signature): _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納稅管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の
関税法第95条第2項
処理を行う場合に限る。))を解任したので、
国税通則法第117条第2項 の規定により、届出します。

I hearby report on release the attorney for the Customs procedures (as the attorney for payment of
Consumption Tax (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax and others of a cargo,
received from Hozei area.) under the provisions of par,2 of Article 95 of the Customs Law and par,2 of Article 117
of the General Law of National Tax.

解任した 税関事務 管理人 Released the Attorney for the Customs Procedures	届出書受理番号 Serial No.		
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 Address or Location, (If corporation) Head or Main Office	(フリガナ) (〒 - -) (電話番号 Telephone Number: - - -)	
	氏名又は名称及び代表者氏名 Name or Trade Name and Name of Representative (署名 Signature)	(フリガナ) (印) (seal)	
	届出者との続柄(関係) Relation to the Reporter		
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business		
輸出入者符号 Importer/Exporter's code			
税関事務管理人を解任した理由 Reason for releasing the Attorney for the Customs Procedures			
参考事項 Reference			

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Serial No. of Receipt	※受理年月日 Date of Receipt
_____	_____	_____

- (注) 1. 届出者欄及び解任した税関事務管理人欄には、住所又は居所及び氏名を記載の上、押印又は署名の
いずれかを選択することができます(法人においては、法人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名
を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択。)。
2. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
3. この届出書は2通提出してください。
4. ※欄は、記載しないでください。
- Note: 1. Seal or signature is acceptable with filling in name and address or location in the column of Reporter or
released the Attorney for the Customs Procedures.
2. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of
Importer/Exporter's code.
3. This Report shall be submitted in duplicate.
4. The Reporter shall leave out the column marked ※.

(規格A4)

税関様式C 第 9000 号- 1

受理番号

特例輸入者等 承認・認定 申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

(対象事業部門の名称)

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名 (法人の場合)

代理人

住 所

氏名又は名称

印

- ・関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者
 - ・関税法第 50 条第 1 項 (特定保税承認者)
 - ・関税法第 61 条の 5 第 1 項 (特定保税承認者)
 - ・関税法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者
 - ・関税法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定輸出者
 - ・関税法第 67 条の 13 第 1 項 (認定製造者)
 - ・関税法第 79 条第 1 項 (認定通関業者)
- 承認 認定 を受けたいので、下記の
とおり申請します。

記

1. ・関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする 貨物の品名
 ・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする

2. ・関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいづれか
 ・関税法第 51 条第 1 号イからハまで (第 62 条において準用する場合を含む。) のいづれか
 ・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいづれか
 ・関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいづれか
 ・関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいづれか
 ・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいづれか
 (該当する事実がある場合にはその内容)
- に該当する事実の有・無

税関様式C 第 9000 号－ 2

3. 許可を受けている
保税蔵置場
保税工場 の名称及び所在地
営業所

4. その他参考となるべき事項

5. 申請担当者の氏名、所属及び連絡先

代理人

税関様式C 第 9030 号

特例輸入者等 承認・認定 内容変更届
(通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

(対象事業部門の名称)

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名 (法人の場合)

代理人

住 所

氏名又は名称

印

平成 年 月 日付 承認番号

号により承認を受けた

特例輸入者
特定保税承認者
特定保税運送者
特定輸出者
認定製造者
認定通関業者

承認
認定

の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記**1. 変更内容等**

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

1. 変更内容等
- 関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまで
 - 関税法第 51 条第 1 号イからハまで (法第 62 条において準用する場合を含む。)
 - 関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまで
 - 関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまで
 - 関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び同項第 3 号イ
 - 関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまで (該当する事実がある場合には、その内容)
2. のいずれかに該当する事実の有・無
- 関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまで
 - 関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまで
 - 関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び同項第 3 号イ
 - 関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまで (該当する事実がある場合には、その内容)

- (注) 1. 住所及び氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書を添付してください。
2. 役員 (代表者を含む)、代理人又は使用人その他の従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示する書類 (一覧表等) 及び履歴を添付してください。
3. 役員 (代表者を含む)、代理人又は使用人その他の従業者の変更以外の場合は、「2.」欄の記入は不要です。
4. 法令遵守規則又は実施規則の変更の場合には、変更後の法令遵守規則又は実施規則を添付してください。

税関様式C第 9130 号

申請番号

特定保税承認者の承認の更新申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住所又は居所

法人番号

氏名又は名称

印

代表権者名（法人の場合）

(署 名)

関税法 第 50 条第 4 項 の規定により、下記の承認について、
第 61 条の 5 第 4 項

更新を申請します。

記

特定保税承認者の承認番号	
特定保税承認者の承認を 受けた税関名	

(注) 1. 申請者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所又は居所、法人番号及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

2. この申請書は 1 通提出して下さい。

(規格 A 4)

税関様式C第 9160 号

特定委託輸出申告包括申出書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申請者（輸出者）
 住所又は居所
 氏名（名称及び代表権者の氏名）
 （署名）印

代理人
 住所又は居所
 氏名（名称及び代表権者の氏名）
 （署名）印

下記の貨物について関税法第 67 条の 3 第 1 項の規定により同法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望しますので申し出ます。

記

申 告 を 行 う 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
品 名（申告件数）	（ 件／月程度）
申告に係る貨物が置かれて いる場所の所在地及び名称	
申告を行う認定通関業者の 氏名又は名称	
貨物を運送する特定保税 運送者の氏名又は名称 (利用者コード)	
輸出の許可を受けようと する保税地域の所在地及 び名称(保税地域コード)	

(注 1) この申出書は特定委託輸出申告を行おうとする税関官署毎に 2 通提出して下さい。

(注 2) 申請者欄には、住所又は居所及び氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人については、法人の居所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

(注 3) 特定委託輸出申告を行おうとする貨物が置かれている場所、委託する認定通関業者又は特定保税運送者が複数ある場合は、全ての場所の所在地及び名称、認定通関業者及び特定保税運送者の氏名又は名称等を記載して下さい。

(注 4) 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して特定委託輸出申告を行う際に、この申出書の受理番号を入力する場合には、特定保税運送者の利用者コード、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の申告を省略することができます。

税関様式C 第 5245 号

輸入（納税）申告撤回申出書

平成 年 月 日
殿

申出者（輸入者）

氏名（又は法人名）印

（署名）

住所

電話番号

代理人

氏名（又は法人名）印

（署名）

住所

電話番号

下記の輸入（納税）申告について、撤回を申し出ます。

記

申告番号	
申告年月日	
撤回理由	
備考	

(注) 輸入（納税）申告の撤回申出後であっても、税関では、関税法第 67 条の規定に基づき、貨物の検査を行う場合があります。

税関様式 T 第 1070 号

製造用原料品
輸出貨物製造用原料品 製造工場承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名（名称及び代表権者の氏名）

印

(署 名)

関税定率法第 13 条第 1 項

関税定率法第 19 条第 1 項

関税暫定措置法第 9 条の 2 第 1 項

の規定により、下記のとおり製造工場の承認を受けた

いので申請します。

記

工 場 の 名 称	
所 在 地	
工場の構造及び面積	
承 認 期 間	平成 年 月 月から 平成 年 月 日まで
製造工場に入れる 減免税又は譲許の便 益適用原料品の品名	
製造の方法及び計画 並びに製品の品名	
備 考	

- (注) 1. 申請者欄には、住所、法人番号及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この申請書は、1通（支署に提出する場合は2通）提出して下さい。
3. 製造工場の承認を受けた場合、製造工場の名称、法人番号及び所在地を原則、公表することとしておりますが、これに関する以下の項目の□にチェックしてください。
なお、回答内容により、承認の審査に影響を与えることはありません。
- 公表することに同意する。
- 公表することに同意しない。（理由：
（規格 A 4））

税関様式B 第 1010 号
平成 年 月 日

許可等条件変更申請書

税関長殿

申請者

住所

法人番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

平成 年 月 日付第 号で受けた通関業（営業所新設）許可に付されている条件について、下記のとおり変更願いたく申請します。

記

1 変更内容

2 理由

（注）申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1011号
第
平成 年 月 日

許可等条件変更書

殿

税関長印

平成 年 月 日付第 号で許可をした通関業（営業所新設）に関し平成
年 月 日付で変更申請のあった条件は、下記のとおり変更します。

記

(注) この許可等条件変更書は、税関において平成 年 月 日付第 号
の通関業許可証（営業所新設許可証）と割印を受けたうえ、通関業許可証（営
業所新設許可証）に編綴して保管してください。

(規格 A 4)

税関様式 B 第 1020 号
第 号

通 関 業 許 可 証

住 所
氏名又は名称

平成 年 月 日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

記

- 1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地
 - i 主たる営業所
 - ii その他の営業所
- 2 条 件

平成 年 月 日

税 関 長 印

- (注) 1. 通関業法第34条第1項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。
2. この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式 B 第 1010 号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

(規格 A 4)

税関様式 B 第 1040 号
平成 年 月 日
第 号

通関業の許可に係る登録免許税の納付通知書

殿

税 関 長 ㊞

平成 年 月 日付通関業の許可について、登録免許税法の規定に基づき下記により登録免許税を納付してください。

記

- 1 納付を要する登録免許税の額 9 万円
- 2 納付の期限 平成 年 月 日まで
- 3 上記 1 の税額は「国税収納金整理資金納付書、領収証書」により日本銀行の本店、支店、代理店若しくは歳入代理店又は郵便局に納付し、その領収証書をこの通知書の裏面に貼付して、上記 2 の期限までに当関に提出してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1060 号
平成 年 月 日

通 関 業 許 可 申 請 書

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

法 人 番 号

氏名 (名称及び代表者の氏名)

(印)

(署名)

通関業法第3条第1項の規定により通関業の許可を受けたいので、同法第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

氏 名 又 は 名 称			
住 所 ・ 電 話 番 号			
代 表 者 氏 名			
役員の氏名及び住所 (法人の場合のみ)			
主 た る 営 業 所	名 称		
	所在地 ・ 電話番号		
	責 任 者 氏 名	置こうとする 通関士の数	
	取り扱おうと する貨物の種類		
そ の 他 の 営 業 所	名 称		
	所在地 ・ 電話番号		
	責 任 者 氏 名	置こうとする 通關士の数	
	所在地を管轄する 税 関		
	取り扱おうと する貨物の種類		
通関業務以外の事業を営 んでいるときはその種類			
添 付 書 面			

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
 2. 上記に記入しきれない場合は、別紙に記載して添付してください。
 3. 取り扱おうとする貨物の種類については、一定の種類のもののみに限られない場合は、記載する必要はありません。

(規格A 4)

税関様式B 第 1070 号
平成 年 月 日

税 関 長 殿

営 業 明 細 書

申 請 者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

(注) 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1070 号-2

I 組織関係（営業明細書）

1	本 店 (社)	氏名・名称	所 在 地		代表(責任)者	通 関 士
2	営 業 所					
3	設立年月日		4	年間通関取扱 見込件数	輸出申告	輸入申告
5	組織の種類	株式 合名 合資 合同 有限 組合 個人				
6	兼業の状況	• 倉庫業 • 港湾運送事業 • 海上運送事業 • 航空運送事業 • 貨物利用運送事業 • その他 ()				
7	提携企業の名称	(1) (2) (3) (4) (5)				
8	組織図					

- (注) 1. 「2」欄には、通関業務を行う営業所のみを記入してください。ただし、営業所（又は主たる営業所）が本店内に所在するときは、氏名・名称及び所在地は「〃」で表示し、責任者及び通関士の氏名を記入してください。
2. 「5」～「6」欄は、該当箇所を○で囲んでください。
3. 「7」欄には自己が下請関係にある親企業、自己が親企業関係にある下請企業等の名称を記入してください。
4. 「8」欄には企業の組織を最下部まで解りやすく図示し、組織単位ごとに人員を付記してください。
5. 計上時点は、申請時点とします。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1070 号-3

II 従業員関係（営業明細書）

		通 関 業 務（見込み）					兼業を含 む通関業 者全体
		役 員	営業所 責任者	通関士	その他の 通関業務 の従業者	計	
従業員数	配置						
	実働						
平均経験年数（年）							

- (注) 1. 「通関士」が「役員」又は「営業所責任者」を兼ねる場合には、「通関士」の欄に計上し、「役員」又は「営業所責任者」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上してください。
2. 「営業所責任者」が「役員」である場合も上記（1）に準じ、「営業所責任者」欄に計上し、「役員」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上してください。
3. 「配置」と「実働」の記入は、例えば、通関士甲乙2名が配置されており、そのうち、甲は通関業務を専担し、乙は通関業務を50%、総務部門を50%担当しているような場合、「配置」欄には「2」、「実働」欄には「1.5」と記入してください。
4. 「平均経験年数」は配置人員について記入し、経験年数は通関業務（他の通関業者の通関業務に従事していた場合を含む。）のみの経験年数を記入してください。
この場合、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位までを計上してください。
5. 計上時点は、申請時点とします。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1070 号-4

III 資産関係（営業明細書）

(単位：千円)

1	資本金				
2	資 産	(1) 流動資産		(2) 固定資産	
3	負 債	(1) 流動負債		(2) 固定負債	
4 許可に係る税関管内の全営業所の固定資産					
内訳 部門別	通関業務部門		兼 業 部 門		合 計
	数量	価 格	数量	価 格	数量
土 地					
事 務 所					
倉 庫 ・ 上 屋					
その他の建造物					
ト ラ ッ ク					
乗 用 車					
二 輪 車					
船 舶					
大型荷役機械					
電 子 計 算 機					
そ の 他					
合 計					

- (注) 1. 「1」～「3」欄は企業全体のそれを記入してください。
 2. 「4」については、経理組織等の関係で困難な場合には、通関業務を行う営業所に係る部分のみ対象として計上して差し支えないものとし、また、設備が確定していない場合には、設備される予定の見込資産を計上してください。
 内訳の「その他」には、記載されているもの以外に主な資産がある場合に記載してください。
 3. 固定資産の価格は、帳簿価格によるものとします。
 4. 計上時点は、最近の決算日とします。

(規格 A 4)

税関様式 B 第 1070 号-5

IV 損 益 関 係 (営業明細書)

項 目	事 業 全 体 (最近の事業年度の計)	通 関 業 部 門 (許可後 1 年間の見通し)
営 業 収 入 総 額		
同 支 出 総 額		
内 訳 {人 件 費 物 品 費 等}		
営 業 利 益		
営 業 外 収 入		
営 業 外 費 用		
純 利 益		
法 人 税		
税 引 純 利 益		

(注) 1. 「事業全体」については、原則として営業全体を対象に含めるものとするが、経理組織等の関係で困難な場合には、通関業務を営もうとする営業所に係る部分のみを対象として差し支えありません。この場合には、その旨を注書してください。

また、事業年度については、1年以内に2以上の事業年度があるときは、これらを通じた期間とします。

2. 「通関業部門」の「営業外収入」欄には、通関業者が専業者である場合又は通関業がその主たる事業である場合にのみ記入してください。なお、この場合の金額は、当該企業全体の分とします。
3. 「通関業部門」の「法人税」の額は、事業全体の法人税に係る実行税率により推定して計算のうえ記載してください。
4. 本様式には、当該業者にかかる最近の事業年度の損益計算書及び貸借対照表を添付してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1080 号
平成 年 月 日

宣 誓 書

税 関 長 殿

氏 名
生 年 月 日
現 住 所

私には、通関業法(第6条第号から第9号まで及び第11号
第31条第2項)に規定

する欠格事由に該当する事実がないこと（及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていないこと）を宣誓します。

署名

（規格 A 4）

税関様式 B 第 1090 号
平成 年 月 日

営業所新設許可申請書

税 関 長 殿

申請者

住 所

法人番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

通関業務を行う営業所を下記のとおり新設したいので、通関業法第8条の規定に基づき申請します。

記

営業所の名称			
所在地・電話番号			
責任者氏名		置こうとする 通関士の数	
所在地を管轄する 税 関			
取り扱おうとする 貨 物 の 種 類			
添 付 書 面			

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
2. 取り扱おうとする貨物の種類については、一定の貨物のみに限定されない場合は記載する必要はありません。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1110 号
第 号

當業所新設許可証

住 所

氏名又は名称

平成 年 月 日付で 申請 届出 のあつた當業所の新設については、

通關業法 第 8 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり許可します。
 第 9 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり許可したものとみなします。)

記

1 新設を許可する當業所の名称及び所在地

2 条 件

平成 年 月 日

税關長 

- (注) 1. 法第 34 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付す
ることがあります。
2. この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税
關様式B 第 1010 号）を主たる當業所の所在地又は当該當業所の所在地を管轄す
る税關長に提出してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1120 号
平成 年 月 日
第 号

通関業の許可の取消しに關し聽聞を行うための通知書

殿

税 関 長

平成 年 月 日付第 号許可の通関業に対する通関業法
第 条第 項第 号の規定に基づく許可の取消しに關し、調査
する必要がありますので、下記により出頭してください。

記

- 1 処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 聽聞の期日及び場所
- 4 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- (注) 1. 聽聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聽聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
2. 聽聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1130 号

通関業許可の承継の承認申請書

平成 年 月 日
税 関 長 殿

申 請 者	申 請 者
住 所	住 所
法人番号	法人番号
氏名（名称及び代表者の氏名） (署名)	氏名（名称及び代表者の氏名） (署名)

通関業法施行令第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・通関業を譲り渡そうとする者）の氏名又は名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・通関業を譲り渡そうとする者）の住所・電話番号	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・通関業を譲り受ける者）の氏名又は名称	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・通関業を譲り受ける者）の住所・電話番号	
通 関 業 の 許 可 の 承 継 の 理 由	
承継後に通関業務を行う営業所の名称及び所在地・電話番号	
（相続があった・合併・分割・通関業の譲渡しが予定されている）年月日	

（注）1. 申請者の欄には、

- イ 合併の場合には、合併しようとする法人
 - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人
 - ハ 業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者について、住所及び氏名をそれぞれ記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. 申請者が3者以上の場合には、欄を追加の上、記載してください。
 3. 合併等が確実であると認められる書類により、申請者間の関係が明らかである場合には、一の申請者の名で申請することができます。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1131 号
第 号

通関業許可の承継の承認書

住 所
氏名又は名称

住 所
氏名又は名称

平成 年 月 日付で申請のあった通関業許可の承継の申請については、通関業法第 11 条の 2 の規定に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 通関業務を行うことができる営業所の名称及び所在地
 - i 主たる営業所
 - ii その他の営業所
- 2 相続があった年月日又は合併、分割若しくは通関業の譲渡しが予定されている年月日

3 条 件

平成 年 月 日

税 関 長 印

- (注) 1. 法第 34 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。
 2. この承認書に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式B 第 1010 号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

【不服申立てについて】

この処分（当該処分が申請通りでない場合に限ります。）について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分（当該処分が申請通りでない場合に限ります。）については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A 4）

税関様式 B 第 1140 号
平成 年 月 日

通関業の許可申請事項等の変更届

税 関 長 殿

届出者

住 所

法人番号

氏名（名称又は代表者の氏名）

印

(署名)

通関業法第 12 条第 2 号¹の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
3
出ます。

記

(注) 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1170 号

通 関 業 務 取 扱 台 帳

平成 年 月分

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		

- (注) 1. この台帳は毎月分についての合計取扱件数及び収受額を記入してください。
2. 「輸入申告等」には、保税蔵置場蔵出輸入申告、保税工場移出輸入申告、総合保税地域総保出輸入申告及び輸入許可前引取貨物の輸入申告のほか、保税蔵置場蔵入承認申請、保税工場移入承認申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域総保入承認申請及び輸入許可前貨物引取承認申請を含みます。
3. 「その他」には、外国貨物船（機）用品積込申告、外国貨物運送申告、輸入貨物の評価に関する申告（関税法施行令第4条第3項に基づく申告に限る。）、特例申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。）、関税法第7条の2第1項の承認の申請、関税法第67条の3第1項の承認の申請、修正申告（輸入の許可後に行うものに限る。）、更正の請求（輸入の許可後に行うものに限る。）、特例申告貨物の輸入申告（当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。）、関税法その他の関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関する必要とする許可等の申請、その他の申告・申請又は届及び諸申告又は許可承認書の写作成を計上してください。
4. 「収受額」には、料金表に基づき収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
5. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時に行われる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を計上して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、「輸出申告・積戻し申告」欄に1件・〇〇円を、「その他」欄に1件（収受額の計上は不要。）を計上。）。
6. 取扱件数については、申告の欄数の多寡にかかわらず、申告等の実件数（1申告=1件）を計上してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1171 号

通 関 業 務 取 扱 明 細 簿

申告等 年月日	貨 物		通 閶 業 務		依頼者の氏名 又は名称	収受額	備考
	品 名	数 量	種 類	申告等 の番号			

- (注) 1. この明細簿の作成は、輸出入申告書等の通関書類に必要な事項を追記しておくことによって代えることができます。
2. 「収受額」には、料金表に基づき収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
3. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時に行われる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を記載して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、当該輸出申告の「収受額」欄には「〇〇円」、当該他法令手続の「収受額」欄には「-」と記入。）。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1180 号
平成 年 月 日

従業者等の異動（変更）届

税 関 長 殿
届出者
住 所
法人番号
氏名（名称及び代表者の氏名）
（署名）

印

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数	名から	名に変更		

- (注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
2. 通関業法第22条第2項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
3. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
4. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及び他の従業者の別を記入してください。
5. 異動の内容欄には、新規従業、○○営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
6. 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）31-1(3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
7. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上半身、30mm×25mmの大きさのものを1枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

(規格A 4)

税關様式B 第 1190 号
平成 年 月 日

税 関 長 殿

平 成 年 度

通 関 業 営 業 報 告 書

〔自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日〕

通関業者

住 所 (所在地)

法人番号

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

(印)

(署名)

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

- (注) 1. 本報告書は、通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が 2 以上ある場合には、主たるもの の所在地）を管轄する税関長に提出してください。
2. 「通関業者」には、住所及び氏名を記載の上、押印及び署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1190 号-2

第1表 営業概況総括表

主要株主		(%)		(%)	
		(%)		(%)	
		(%)		(%)	
		(%)		(%)	
通関業務及び他の業務に係る収入及び従業員数	通 関 業	営業収益 (千円)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
	通 関 業 以 外	※			
	計		100.0		100.0
通関業務 收 支	営業収益① (千円) ※	営業費用② (千円)		営業利益 ①-② (千円)	
兼業の状況	・ 倉庫業 ・ 航空運送事業 ・ その他 [・ 港湾運送事業 ・ 貨物利用運送事業	・ 海上運送事業 ・ 道路運送事業]		
通関士数	人	通関士 有資格者数		人	
備 考					

- (注) 1. 「主要株主」は決算書等に記載がある場合は、当該書面を添付することにより記載を省略することができます。
2. 表中※の営業収益の金額は一致するよう記載してください。
3. 表中の「構成比」には、会社全体に占めるそれぞれの割合を小数点以下 1 位まで記入してください。
4. 「従業者数」には管理部門等を含む人数を計上してください。
5. 「兼業の状況」は該当するものを○で囲み、例示以外の兼業業種がある場合は「その他」の括弧内に記入してください。
6. 「通関士有資格者数」は、通関業法第 22 条第 2 項の規定に基づき届け出た者のうち同法第 31 条第 1 項の規定による財務大臣の確認を受けていない通関士試験合格者の人数を記入してください。
7. 報告期間中に会社の組織に変更があった場合には、「組織図」を添付してください。
8. 報告期間中に会社の吸収、合併あるいは部門の分離等があった場合は、その時期、内容等を備考欄に記入してください。

(規格 A 4)

税関様式B第1190号-3

第2表 通関業務取扱件数及び収受額内訳表

全 体 [営業所数 :]

取扱業務	取扱件数	収受額 (千円)
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS 利用可能端末 台
備考		

営業所別内訳

[主たる営業所名 :]

、所在地管轄税関 :

取扱業務	取扱件数	収受額 (千円)
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS 利用可能端末 台
備考		

[営業所名 :]

、所在地管轄税関 :

取扱業務	取扱件数	収受額 (千円)
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS 利用可能端末 台
備考		

(規格A 4)

税関様式B第1190号-4

第2表 通関業務取扱件数及び収受額内訳表(つづき)

[営業所名 : _____、所在地管轄税關 _____]

取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS 利用可能端末 台
備考		

[営業所名 : _____、所在地管轄税關 _____]

取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS 利用可能端末 台
備考		

[営業所名 : _____、所在地管轄税關 _____]

取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 等 (予備申告を含む。)		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	NACCS 利用可能端末 台
備考		

(規格A 4)

- (注) 1. 本表は、通関業者全体及び営業所別に作成してください。また、営業所別内訳の〔 〕内には営業所名及びその所在地を管轄する税関名を記載してください。
2. 「取扱件数」及び「収受額」は、報告の対象期間の通関業務取扱台帳（税關様式B第1170号）に計上のものを集計して記載してください。
3. 「通関業務関係資産」については、専有か共有かにかかわらず通関業務に使用しているものを合算して計上してください。

税関様式B第1200号

(表)

第 号

通関業務従業者証票

通 関 業 者	氏名又は名称	
従 業 者	氏 名	
	生 年 月 日	

平成 年 月 日交付

税 関 長 印

(裏)

写 真 貼 付 欄

注 意

1. 本票は、税関職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 従業者でなくなったときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。

税関様式B 第 1210 号
平成 年 月 日

通関士試験科目の一部免除申請書

税 関 長 殿

申請者

住 所
氏 名

通關士試験科目の一部免除を受けたいので、通關業法第 24 条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

免 除 を 受 け よ う と す る 試 駿 科 目	免 除 の 事 由 と な る 経 歴		
	所 属 通 関 業 者 又は官庁	通 関 業 務 等 に 従 事 し て い た 期 間	合 計 年 数
通 関 業 法 第 23 条 第 2 項 第 1 号 及び 第 2 号 に 掲 げ る 科 目		年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	
通 関 業 法 第 23 条 第 2 項 第 2 号 に 掲 げ る 科 目			

(注) この申請書を提出する場合には、上記の通關業務等に従事した期間についての証明書を添付してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1215 号

証 明 書

氏 名

生年月日

所属（部・課・係名等）	担当した業務の内容	期 間			従業者証票番号
		自	至	期間	

上記のとおり相違ないことを証明する

年 月 日

通関業者・組織団体・官庁名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

- (注) 1. 通関業者・組織団体・官庁名欄には、名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択。）。
2. 証明を受ける者が、官庁における事務に従事するなど通関業務従業者証票の交付を受けていない期間がある場合には、当該期間に係る証票番号欄の記載は不要です。

(規格 A 4)

税関様式B第 1320 号
平成 年 月 日
第 号

通 関 士 確 認 届

税 関 長 殿

通関業者
住 所
法人番号
氏名（名称及び代表者の氏名）印
(署名)

下記のとおり通関士試験合格者を通関士として、通関業務に従事させたいので、通関業法第31条第2項各号の規定に該当していないことにつき確認を受けたく、同条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

従事させようとする通関士試験合格者の氏名及び住所		通関士試験合格年	
		合格証書の番号	
従事させようとする営業所の名称及び所在地			
通 関 業 従 業 歴 (有 無)	従業期間	通関業者名	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
備 考			
添 付 書 面	通関士試験合格証書の写し、登記されていないことの証明書、身分証明書(又は身元証明書)及び通関業法31条第2項に該当しないことの宣誓書並びに写真		

- (注) 1. 通関業者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
 2. 「通関業従業歴」には、通関士として通関業務に従事した履歴のほかに、通関業者の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)であった履歴及び通關士以外の通關業務の従業者として通關業務に従事した履歴を含みます。
 3. 従業期間は直近のものから順に記載し、書ききれないときは裏面に記載してください。

(規格A 4)

税関様式B第1350号

通関士
証 票

通關士 氏 名	
通 関 業 者	

第 号

写真貼付欄
たて 30 mm
よこ 25 mm

平成 年 月 日 交付

○○税關長

印

注意

1. 本票は、税關職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 通關士でなくなったときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。

税関様式 B 第 1410 号
平成 年 月 日
第 号

懲戒処分に関し聴聞を行うための通知書

殿

税 関 長

通関業法第35条第1項の規定に基づく懲戒処分に関し、調査する必要がありますので、下記により出頭してください。

記

1. 処分の内容及び根拠となる法令の条項
2. 処分の原因となる事実
3. 聴聞の期日及び場所
4. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- (注) 1. 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
2. 聆聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1415 号
平成 年 月 日
第 号

業務改善命令・監督（懲戒）処分に関し弁明を求めるための通知書

殿

税 関 長

貴社（通関士 ）に対する業務改善命令・監督（懲戒）処分にかかる
弁明を記載した書面を（以下「弁明書」という。）を提出してください。

記

1. 命令・処分の内容及び根拠となる法令の条項
2. 命令・処分の原因となる事実
3. 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明を認めた場合は、その旨並び
に出頭すべき日時及び場所）

(注) 1. 弁明は、原則として、弁明書を提出してすることとなっていますが、税
関長が口頭で弁明することを認めた場合は、口頭による弁明をすることが
できます。

2. 弁明するときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

（規格 A 4）

税関様式B 第 1420 号
平成 年 月 日
第 号

懲戒処分についての意見陳述に関する通知書

殿

税 関 長 印

貴社の通関士 につき、懲戒処分の対象となる法令違反の事実が認められるので、その懲戒処分に関し、意見を述べられたく、下記により来庁してください。

なお、来庁できない場合には、意見を記載した書面を平成 年 月 日までに送付してください。

記

1 日 時

2 場 所

- (注) 1. 意見の陳述は代理人を通じてすることもできます。
2. 上記の期日までに来庁されない場合又は意見を記載した書面の送付がない場合には、意見がないものとして処分を進める場合があります。

(規格 A 4)

税関様式 B 第 1113 号
平成 年 月 日

在宅勤務の開始・終了の申出書

税 関 長 殿

申出者

住 所

法人番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

下記の従業者について、在宅勤務を開始・終了させることとしたので、申し出ます。

記

氏 名	
在 宅 勤 務 場 所 の 住 所 ・ 電 話 番 号	
開 始 ・ 終 了 年 月 日	
通関士又はその他の通 関業務の従業者の別	
所 属 す る 営 業 所 名 及 び 所 在 地 ・ 電 話 番 号	

- (注) 1. 申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
2. 開始又は終了の別に応じて、不要の文字を抹消してください。
3. 「開始・終了年月日」欄は、在宅勤務を開始する申出の際にはその開始年月日を、終了する申出の際には終了年月日を記載してください。

(規格 A 4)

税関様式 B 第 1116 号
平成 年 月 日

営業所新設届出書

税関長殿

届出者

住所

法人番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

通関業務を行う営業所を、平成 年 月 日より下記のとおり新設することとしたので、通関業法第9条の規定に基づき届け出ます。

記

営業所の名称			
所在地・電話番号			
責任者氏名		置こうとする 通関士の数	
所在地を管轄する 税 関			
取り扱おうとする 貨物の種類			
添付書面			

- (注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
 2. 取り扱おうとする貨物の種類については、一定の貨物のみに限定されない場合は記載する必要はありません。

(規格 A 4)

税関様式 B 第 1500 号
平成 年 月 日

主たる営業所に係る変更申出書

税 関 長 殿

申出者

住 所

法人番号

氏名（名称又は代表者の氏名）

印

(署名)

通関業法施行令第 14 条に規定する「主たる」営業所について、下記のとおり変更を申し出ます。

記

1 変更内容

2 理 由

- (注) 1. 申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。
2. 変更後の営業所が「主たる」営業所であることを説明する資料を、添付してください。

(規格 A 4)

税関様式B 第 1510 号
第
平成 年 月 日

主たる営業所に係る変更書

殿

税関長印

平成 年 月 日付で変更申出のあった「主たる」営業所は、下記のとおり変更します。

記

(注) この通知書は、通関業許可証に編綴して保管してください。

(規格 A 4)